

令和 8 年 1 月 6 日

## 質問回答書

郡山市長 椎根 健雄

業務名	Instagram を活用した投稿キャンペーン及び写真展開催業務	
質問内容	回答内容	
・業務委託仕様書 5（2）について：既存の写真展へのブース出展する場合、その既存の写真展自体が 1 万人以上の来場者があればよいとの認識でよいでしょうか。	・お見込みのとおりです。	
・業務委託仕様書 5（2）アについて：「東京都内の若年層が多く集まる施設」について、屋内施設に限られますでしょうか。あるいは、屋外イベント（公園や広場でのフェスティバル等）への出展も許容されますでしょうか。	・屋内施設に限らず、屋外イベントへの出展も可能です。ただし、入賞作品のパネル展示や物販を実施するため、雨天時等にも支障なく対応できる会場としてください。	
・業務委託仕様書 6（1）ア（エ）について：「投稿された写真の二次利用」に関して、どの程度の範囲（期間・媒体）での許諾取得を想定されていますでしょうか。	・期間については、特に定めを設けていません。媒体については、市ウェブサイトや SNS 等、こおりやま広域圏の PR に資する媒体を広く想定しています。	
・業務委託仕様書 6（1）イ 投稿キャンペーンの開催（イ）について：告知を行う「国内の写真好きフォロワーが 10 万人以上いる SNS アカウント」と「審査員として招聘するインフルエンサー」に関しては、一致していなくて	・お見込みのとおり、「国内の写真好きフォロワーが 10 万人以上いる SNS アカウント」と「審査員として招聘するインフルエンサー」に関しては、一致していなくて	

様式 1

<p>て招聘するインフルエンサー」に関しては、一致していなくても問題ないでしょうか。また「審査員として招聘するインフルエンサー」に関して、条件はありますでしょうか。</p>	<p>も問題ありません。また「審査員として招聘するインフルエンサー」に関して、必須の条件は定めておらず、発注者と受注者との協議により決定することとしていますが、業務委託仕様書 2 の業務目的を達成するため、写真による地域の魅力発信に長けた人物を想定しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・業務委託仕様書 6 (1) イ 投稿キャンペーンの開催（イ）について：複数アカウントの合算ではなく、単一アカウントで写真好きフォロワーが 10 万人以上いる SNS アカウントでの告知が必要です。また Instagram を活用した投稿キャンペーンのため、基本的には Instagram による告知を想定しています。X、TikTok 等の SNS アカウントにおいても併せて発信いただくことは可能です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・お見込みのとおり、複数アカウントの合算ではなく、単一アカウントで写真好きフォロワーが 10 万人以上いる SNS アカウントでの告知が必要です。また Instagram を活用した投稿キャンペーンのため、基本的には Instagram による告知を想定しています。X、TikTok 等の SNS アカウントにおいても併せて発信いただくことは可能です。</li></ul>
<p>業務委託仕様書 6 (1) エ（オ）について：仕様書では「参加者の交通費・飲食費等は実費負担とすることができる」とありますが、インフルエンサーの交通費・宿泊費・出演費は委託費内に含める前提という認識でよいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・お見込みのとおりです。</li></ul>
<p>業務委託仕様書 12 (2) について：「本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行う」とありますが、当該打合せについては、オンライン（Web 会議）での実施も可能でしょうか。それとも、原則として対面での実施を想定されていますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・打合せについては、オンライン（Web 会議）と対面のどちらでも実施可能です。</li></ul>